

作成日：2012年12月25日

欧州特許庁

European Patent Office: E P O

特許庁の所在地

本部：

Headquarter at Munich
D-80298 Munich, Germany
Tel: (+49-89) 2399 - 0
Fax: (+49-89) 2399 - 4465

E-Mail: epoline@epo.org
Website: <http://www.epo.org>

ヘーグ支部：

Branch at The Hague
P. O. Box 5818
NL-2280 HV Rijswijk (ZH)
The Netherlands
Tel: (+31-70) 340 - 2040
Fax: (+31-70) 340 - 3016
E-Mail: infohague@epo.e-mail.com

ベルリン支部：

Branch at Berlin
D-10958, Berlin, Germany
Tel: (+49-30) 25901 - 0
Fax: (+49-30) 25901 - 840

目次

1. 現行法令について
2. 特許審査ハイウェイ実施状況
3. 加盟国について
4. 現地代理人の必要性有無
5. 出願言語
6. 特許出願時の必要書類
7. 料金表
8. 料金減免制度について
9. 実体審査の有無
10. 出願公開制度の有無
11. 審査請求制度の有無
12. 出願から登録までの手続の流れ
13. 存続期間及びその起算日
14. PCT 出願・国内段階手続の概要
15. 留意事項
16. EPC2000 改正法
17. ロンドン協定
18. Address for Service

1. 現行法令について

欧州特許条約 (European Patent Convention: EPC) は、1973年10月5日ミュンヘンにおいて締結され、1977年10月7日発効し、その後2000年11月29日に改正された条約 (2007年12月13日施行) が適用されています。

更にその後、2010年4月1日施行の新規則 (分割出願の時期的制限、サーチレポートに対する応答義務化) 導入されることになりました。

2. 特許審査ハイウェイ実施状況

日本国特許庁のウェブページに特許審査ハイウェイ (PPH: Patent Prosecution Highway) の実施状況について詳細の説明があります。

http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/torikumi/t_torikumi/patent_highway.htm
日欧PPH、PCT-PPHについては、以下を参照ください。

http://www.jpo.go.jp/torikumi/t_torikumi/pph_epo/nihongo.htm

3. 加盟国について

欧州特許条約の加盟国は、現在 (2012年11月現在) 以下の国々です。

オーストリア	ベルギー	ブルガリア	クロアチア
キプロス	チェコ	デンマーク	エストニア
フィンランド	フランス	ドイツ	ギリシャ
ハンガリー	アイスランド	アイルランド	イタリア
ラトビア	リヒテンシュタイン	リトアニア	ルクセンブルグ
マルタ	モナコ	オランダ	ノルウェー
ポーランド	ポルトガル	ルーマニア	スロバキア
スロベニア	スペイン	スウェーデン	スイス
トルコ	イギリス	マケドニア	アルバニア

なお、次の国については、拡張国 (Extension State) として欧州特許出願により保護を求めることができます。

ボスニア・ヘルツェゴビナ	モンテネグロ
--------------	--------

以上、2カ国

4. 現地代理人の必要性有無

締約国の領域内に住所又は事業拠点を有していない出願人は、欧州特許代理人を選任しなければなりません。

5. 出願言語

英語、ドイツ語又はフランス語のいずれか一の言語です。

6. 特許出願時の必要書類

(1) 願書 (Request)

代理人が署名可能です。

(2) 明細書・クレーム・要約 (Specification・Claims・Abstract)

(3) 必要な図面 (Drawings)

(4) 委任状 (Power of Attorney)

提出は不要です。

(5) 優先権証明書 (Priority Document)

提出不要です。

(6) 優先権証明書の翻訳文 (Translation of Priority Document)

審査官から提出要求された場合のみ提出する必要があります。

- ① 手続言語は、英語、ドイツ語又はフランス語ですが、出願書類はいずれの言語でも受理されます。従って、日本語の明細書等でも出願することができます(14条)。この場合、出願日から2ヶ月以内に、上記いずれか一の言語による翻訳文を提出しなければなりません。この期間内に提出できなかった場合には、提出指令書から2ヶ月以内に提出することができます。この結果、出願人には出願日から4ヶ月間翻訳文提出期間が与えられることとなります。
但し、PCT経由EPC移行出願には適用されませんので、ご注意ください。
- ② 緊急に出願する必要性が生じた場合、最少の書類等の提出でもって出願日を確保できます。「最少の書類等」とは、出願人の名称、明細書、基礎となる優先権主張の情報をいい、クレームを提出する必要はありません。なお、この場合には、特許庁からの通知を受けた日から2ヶ月以内にクレームを提出する必要があります。
但し、PCT経由EPC移行出願には適用されませんので、ご注意ください。
- ③ パリ条約の同盟国ではなく、いずれかのWTOの加盟国において出願された出願も優先権主張の基礎とすることができます(87条から89条)。
- ④ 優先権主張は、最先の優先日から16ヶ月以内に主張することができます(87条から89条)。
- ⑤ 優先期間を徒過した出願の優先権の回復は、出願人がある状況下最善の注意 (All due care required by the circumstances) を払った措置が採られていたにも拘わらず、優先期間を徒過したことを、EPOが満足する書類を提出した場合には、優先権を回復することができます。
- ⑥ 出願料金及び調査のための料金は、出願日から1ヶ月以内に支払う必要があります。審査請求料金及び指定国手数料は、「出願から登録までの手続」の項目を参照して下さい。なお、出願日から1ヶ月以内に納付でき

なかった場合、特許庁の通知を受けた日から2ヶ月以内に割増し料金を納付することにより、納付することができます。

- ⑦ 出願時に全ての指定国が、指定されたものとみなされます（79条）。従いまして、出願時に指定国を指定する必要がなくなりました。
- ⑧ 紙形式による出願、電子的出願いずれも可能です。

7. 料金表（単位：ユーロ（EUR））

以下は、PCT経由EPC出願の料金です。

（1）出願料金

① 電子出願の場合	1 1 5
② クレーム加算料金（16個から50個まで）	2 2 5
③ クレーム加算料金（51個以上）	5 5 5
④ 出願サイズ料金（36頁以上1頁当たり）	1 4

（2）調査料金 1, 1 6 5

- ・ 日本国特許庁が国際調査報告書を作成している場合、調査料金190ユーロ減額されます。

（3）指定国料金 5 5 5

（4）出願審査請求料金（クレーム数とは無関係）

1, 5 5 5

（5）特許付与・印刷・公告料金 8 7 5

- ・ 明細書36頁以上1頁当たり加算額 1 4

（6）異議申立料金 7 4 5

（7）審判請求料金 1, 2 4 0

（8）年金：

・ 3年度	4 4 5
・ 4年度	5 5 5
・ 5年度	7 7 5
・ 6年度	9 9 5
・ 7年度	1, 1 0 5
・ 8年度	1, 2 1 5
・ 9年度	1, 3 2 5
・ 10年度	1, 4 9 5

（以降、同様の金額です）

8. 料金減免制度について

日本国特許庁や米国特許庁等が、国際調査報告書を作成した場合には、調査手数料が190ユーロ減額されます。

9. 実体審査の有無

実体審査が行われます。

10. 出願公開制度の有無

出願公開制度が採用されています。

11. 審査請求制度の有無

出願審査請求制度が採用されています。

12. 出願から登録までの手続の流れ

(1) 欧州特許出願は、ミュンヘンの特許庁、ヘーグにある支局及びベルリンにある支局に行うことができます。

(2) 方式審査：

① 出願後、受理課は出願日を付与するか否か審査を行います。審査は、出願人の表記、明細書及び請求の範囲を含んでいるか否か等の基本的な内容について行われます。

不備が発見されなかった場合、出願書類の提出日が出願日とされます。次に、受理課は出願料金及び調査手数料が所定期間内に納付されたか否かの審査を行います。

② 出願日が付与された出願は、他の要件、要約、図面等に関する方式審査が行われます。この方式審査で不備な点が発見された場合、指定期間内に補正をすべき旨、出願人に通知されます。

この指定期間内に所定の補正がされない場合には、その出願は拒絶されるか又は取下げられたものとみなされます。

③ 新規性 (Novelty)：

・絶対新規性が採用されています。

・後願の出願後に、出願公開された先願の願書に最初に添付された明細書等に記載された発明と、後願の請求の範囲に記載された発明が同一である場合、後願の出願は特許を受けることができません (Whole Content Approach の採用です)。

なお、EPC出願の場合には出願人が同一の場合でも適用されます。

・新規性喪失の例外の規定：

以下の場合において、出願が6ヶ月以内に行われた場合には、新規性は喪失しません。

I) 出願人の意に反する行為により発明が公表された場合です。

II) 国際博覧会に発明を出品したことにより発明が公知となった場合

です。

この場合には、出願の際にその旨の申立てをし、出願日から4ヶ月以内に証明書を提出する必要があります。

なお、出願人の行為に起因して発明を公表した場合には、適用を受けられません。

④ 不登録事由：

以下の発明は新規であり、進歩性を有し、産業上の利用可能性があっても、特許を受けることができません。

- ・ 科学的な理論や算術的な方法、及び発見にすぎない場合。
- ・ 単なる情報の提供にすぎない場合。
- ・ 精神的活動に関する計画や方法、遊戯的な方法。コンピュータプログラム自体。
- ・ 審美的な創造物の場合。

(3) 欧州調査報告 (European Search Report)：

① 出願日が付与された出願は、方式審査と同時に調査部において調査が行われ、引用文献を発見した場合には、その文献と共に調査報告書が出願人に送付されます。

② この調査報告は、請求の範囲を基礎として作成され、調査報告書には実体審査における新規性及び進歩性の判断に利用できる文献名、関連クレーム、文献の該当個所及びカテゴリーが記載されます。

この調査報告書は、出願人が出願を取下げるか、或いは出願を継続するか否かの判断、また明細書等の補正をする必要があるかの判断に役立つものとなります。

なお、2005年の規則の改正により拡張された調査報告 (Extended Search Report) が導入され、この調査報告書には審査官の特許性に関する見解 (Search Opinion) が示されようになりました。

(4) 欧州調査報告見解書に対する応答の義務化

2010年の規則改正により、以下のようになりました。

出願形態、即ち直接EPC出願の場合、PCT出願 (国際調査機関が日本国特許庁の場合、EPOの場合) により、手続が異なります。

(A) 直接EPC出願の場合：

- ① Extended Search Report が作成されます。
- ② Search Opinion に否定的な見解が示されている場合には、出願人は Search Report の公開日から6ヶ月以内 (審査請求料金納付、指定国料金及び拡張国料金納付期間) に、Opinion に対して応答しなければなりません。
- ③ この6ヶ月の期間は、延長することができませんが、Further

Processing の適用を受けることができます。

- ④ 出願人が、否定的な Opinion に対して応答しなかった場合には、出願は取下げられたものとみなされます。
- ⑤ なお、Opinion が肯定的であった場合、応答する必要はありません。出願人が明細書等の補正を望む場合には、補正をすることができます。

(B) P C T 経由 E P C 出願（日本国特許庁が国際調査機関）の場合：

- ① E P C 国内段階移行後に、R161Communication が発行されます。
- ② 出願人は、この Communication (Form1226) 発行日から 6 ヶ月以内に、明細書等の補正をすることができます。
- ③ この段階で、出願人は何ら応答する義務はありません。
- ④ その後、Extended Supplementary Search Report が発行されます。
- ⑤ その後、Communication Rules 70(2)&70a(2) が発行され、この Communication (Form1224) 発行日から 6 ヶ月以内に、出願を継続する旨の意思表示及び Search Opinion に否定的な見解が示されている場合には、応答する必要があります。
- ⑥ この期間は、延長することができませんが、Further Processing の適用を受けることができます。
- ⑦ なお、Search Opinion が肯定的な場合、応答する必要はありません。この場合でも、出願人は明細書等の補正をすることができます。
- ⑧ 否定的な見解に対して、出願人が応答しなかった場合、出願は取下げられたものとみなされます。

(C) P C T 経由 E P C 出願（E P O が国際調査機関）の場合：

- ① E P C 国内段階移行後に、R161Communication が発行されます。
- ② 出願人は、この Communication (Form1226) 発行日から 6 ヶ月以内に、明細書等の補正をすることができます。
- ③ E P O が作成した国際調査報告又は国際予備審査報告の見解書に否定的な見解が示されている場合には、この期間内に応答をしなければなりません。
- ④ この期間は、延長することができませんが、Further Processing の適用を受けることができます。
- ⑤ 国際調査報告又は国際予備審査報告の見解書が肯定的な場合には、応答する必要はありません。
- ⑥ 国際調査報告又は国際予備審査報告の見解書が否定的な場合に、出願人が何ら応答しなかった場合には、出願は取下げられたものとみなされます。
- ⑦ この出願形態の場合、Extended Supplementary Search Report は発行されません。

- ⑧ その後、Communication Rules 70(2)が発行され、この Communication (Form 1224) 発行日から 2 ヶ月以内 (延長不可) に出願人は、出願を継続するか否かの意思を示さなければなりません。

この通知に対して応答しなかった場合には、出願は取下げられたものとみなされます。

(5) 発明の単一性について:

- ① P C T 経由 E P C 出願の場合、EPC1973 法に於いては、出願が発明の単一性を満たさない場合、追加の調査をすることができました。
ところが、EPC2000 の改正法に於いては、出願人は追加の調査を EPO に請求することはできなくなりました。
- ② その結果として、EPO が国際調査を行った場合、E P C 出願は EPO が国際段階において調査した発明に基づいてのみ手続きが続行されます。一方、他国の特許庁が国際調査を行った場合には、E P C 出願の調査はクレームに最初に記載された発明についてのみ行われます。
従って、調査されなかった発明について調査を希望する場合には、分割出願をする必要があります。

(6) 出願公開

- ① 出願は一般に、出願日又は優先日から 18 ヶ月の期間満了後に公開されます。この公開には、出願時の明細書、請求の範囲、図面及び要約が含まれ、調査報告がその時点で作成されている場合には、調査報告も添付されます。

しかし、調査報告が公開時に作成されていない場合には、調査報告は出願公開と別に後日公開されます。

- ② 公開されました出願には、いわゆる仮保護の権利 (Provisional Protection) が与えられます。

但し、この仮保護の権利に関しましては、各指定国で要件を定めることができます。例えば、欧州出願の公開されたクレームの指定国の公用語による翻訳文が公表された時、または翻訳文が公表され実施している者に対して警告がされた場合等です。

なお、公開された出願に対して、何人もその出願の特許性について自己の意見書を提出することができます。

(7) 実体審査

- ① パリ条約に基づく E P C 出願の場合、調査報告が公開された日から 6 ヶ月以内に出願人は出願審査請求の料金を納付しなければなりません。この 6 ヶ月以内に審査請求料金を納付することができなかった場合、その期間徒過の通知から 1 ヶ月以内に割増料金を納付条件として、審査請求をすることができます。

これらの期間内に審査請求をしなかった場合には、出願は放棄されたものとみなされます。

- ② 拡張調査報告が送付される前に（例えば、出願と同時に）審査請求料金が納付されていた場合、EPOは出願人に対して一定の期間内に、出願手続きを続行するか否かを出願人に求めます。

このEPOからの通知に対して応答しなかった場合には、出願は取下げとみなされます。

- ③ 審査請求があった出願は、審査部において出願及び出願に係る発明が条約の要件を満たしているか否か審査が行われます。

この要件を満たしていないと判断された場合、その理由が出願人に通知され(First Examination Report)、意見書や補正書を提出する機会が与えられます。この期間内4ヶ月（更に2ヶ月の延長が可能）以内に応答しない場合、原則として、その出願は取下げられたものとみなされます。

出願人が意見書等を提出した後に、なお要件を満たしていないと判断された場合には、出願は原則として拒絶されます。

- ④ なお、後願の出願後に、出願公開された先願の願書の最初に添付された明細書等に記載された発明と同一の後願に係る発明は、指定された国に関係なく、特許を受けることはできません(Whole Content Approach)（規定54(4)）。

一方、出願に係る発明が条約の要件を満たしていると判断された場合には、審査部は欧州特許を付与する旨の決定がされます。

(8) 分割出願に関して：

2010年4月1日施行の規則により、分割出願の時期が次の期間内に限定されることになりました。

- ① 最先の出願に関する審査部からの最初の通知(First Examination Report)発行日から24ヶ月以内、又は
- ② 先の出願が発明の単一性の要件を満たしていない旨の、審査部からの最初の通知(First Examination Report)発行日から24ヶ月以内。
なお、First Examination Reportが発行されることなく、特許査定(Rule 71(3))が発行された場合は、特許が発行される前日(係属中)となります。

(9) 特許査定通知(Rule 71(3))：

- ① この通知は、EPOが出願に対して特許を付与する旨の決定を意味し、審査官の提示した発明の内容に対して出願人が異議を有する場合には、反論(補正等)の機会を与え、異議を有さない場合には、同意を求めるための通知です。

- ② 出願人が、審査官の提示した発明の内容に同意する場合には、必要な手数料の納付、手続言語以外の他の二つの言語によるクレームの翻訳文（例えば、手続言語が英語の場合には、ドイツ語及びフランス語の翻訳文）の提出が必要となります。

この手数料の納付及び翻訳文の提出のための期間は原則として、通知 Rule71(3)の通知日から4ヶ月です。

この期間内に手数料の納付や翻訳文の提出がなかった場合には、出願は取下げられたものとみなされます。

なお、この期間の延長はできません。

但し、Further Processingの適用を受けることができます。

- ③ なお、特許査定通知を受け、出願人が審査官の提示した発明の内容に同意し、必要な手数料を納付すると同時に、発明の保護を求める指定国の代理人へ連絡をして、EPC出願の特許となる明細書を指定国の公用語へ翻訳するよう指示をすることが、実務的には一般的な手続きとなっております。

- ④ 指定国による公用語の翻訳文の提出については、2008年5月1日から施行されたロンドン協定(London Agreement)が適用されます。

このロンドン協定については、後述の該当欄を参照して下さい。

- ⑤ この期間内に上記所定の手続が行われた後、まもなく特許査定(Decision To Grant)の通知が発行され、その通知には、特許番号及び特許日が記載されます

(10) 継続手続き (Further Processing (121条)) :

- ① 優先権 (Priority) や審判請求 (Appeal) の期限を除き、出願人が応答期限を徒過した場合に、権利回復を求めることができる継続手続きの範囲が拡大されました。
- ② この継続手続きの申請は、期限が徒過した旨の通知から2ヶ月以内に、必要な料金を納付することによりすることができます。

(11) 早期処理の請求 (Early Processing) 及び早期審査の請求 (PACE) :

- ① 早期処理の請求 :

原則として、PCT出願經由国内段階移行出願に関しまして、指定官庁は所定の期間が経過する前は、国際出願の処理又は審査を行うことができません (PCT第23条・第40条)。

従って、この早期処理の請求とは、PCT出願經由でEPC国内段階に移行した出願に対して、早期に国際出願の処理及び審査を求めることを意味します。

- ② 審査手続き (Accelerated Examination) の請求 :

この早期審査の請求は、「Pace Program」と呼ばれ、通常のEPC出

願及びPCT出願經由EPC出願の双方に適用されます。

出願人が、早急にサーチレポートの入手を希望し、最初の審査報告 (First Examination Report) の発行を希望し、且つ特許の取得を望む場合に、その手続きを保証するための制度です。

この早期審査手続きの具体的内容は次の通りです。

(i) 早期調査(Accelerated Search) :

- ・優先権を主張していない出願 (最初の出願) の場合、出願人は出願日から約6ヶ月以内にサーチレポートを入手することが出来ます。
- ・優先権を主張した出願の場合には、出願をする時に早期調査を請求することができ、EPOはできるだけ早くサーチレポートを作成します。

(ii) 早期審査(Accelerated Examination) :

- ・早期審査はいつでも請求することができます。
- ・早期審査の請求がされた場合、審査部が出願書類の受領、又は早期審査請求の受理のいずれか遅い日から、3ヶ月以内に最初の審査報告書が発行されます。
- ・このPACE PROGRAMによる早期審査の請求がされた場合には、出願人はEPOからのいかなる通知に対しても、指定期間内に応答しなければなりません。
- ・出願人が指定期間の延長を請求した場合には、この手続きは中止されます。

(12) 異議申立て (Opposition) :

- ① 特許付与の公告の日から9ヶ月以内に何人もEPOに対して特許付与に対する異議申立てをすることができます。
- ② 異議申立ての理由は、特許の対象が特許性に欠けている場合、欧州特許明細書に当業者が発明を実施し得る程度に十分かつ明確に発明が開示されていない場合、特許の対象が出願時の開示内容を超えている場合に、限られております。
- ③ 異議申立てに理由があるか否かは、異議部によって審理され、理由があると認められたときには、その特許権は取消され、理由がないと認められたときは、異議申立ては却下されます。

なお、異議申立て審理手続中に、特許権者が明細書等の補正を行い、その補正された内容にて異議申立ての決定があった場合には、特許権者に新たな特許証が発行されます。

(13) 拒絶査定・異議申立ての決定に対する不服申立て :

- ① 拒絶査定や異議申立ての決定に対して、不服を有する場合、出願人/特許権者は審判部(Board of Appeal)に請求することができます。

審判請求の理由書は、決定の日から4ヶ月以内に提出する必要があります。

- ② 審理の結果、拒絶査定不服に対する審判請求の場合は、審判請求理由あり/なしの審決でもって、異議申立ての決定に対する審理の場合には、異議申立て理由あり/なしの審決でもって、審判請求事件は終了します。なお、基本的な手続上の瑕疵のような極めて例外的な理由に限り、審判部の決定に対して拡大審判部(Enlarged Board of Appeal)による再検討を求めることができます。

しかし、この拡大審判部による再検討はあくまでも基本的な手続上の欠陥や瑕疵に限定され、一般的な審判手続を定めた規定ではありません。

(14) 特許証 (Certificate of Grant) :

上記 Decision To Grant の通知の後、暫くしてから欧州特許証が特許権者に交付されます。

(15) 特許付与後の補正 (Post-Grant Amendment) :

(105(a)から(c)規則 90 から 96)

- ① 特許権者はEPOに対して、特許付与後の補正手続により、クレームを限定 (Limit) することができ、また特許の取消し (Revocation) を請求できます。
- ② この請求をするための理由は記載する必要はありませんが、料金の納付が必要です。
- ③ この請求は、特許異議申立て手続が係属中の場合を除き、いつでも行うことができます。

但し、特許請求の範囲の限定請求手続が係属中に、異議申立てがあった場合には、この限定請求手続は終了します。

一方、特許の取消し手続は、異議が申立てられた場合においても続行されます。

(16) 欧州特許の効力 (Effects of European Patent Right) :

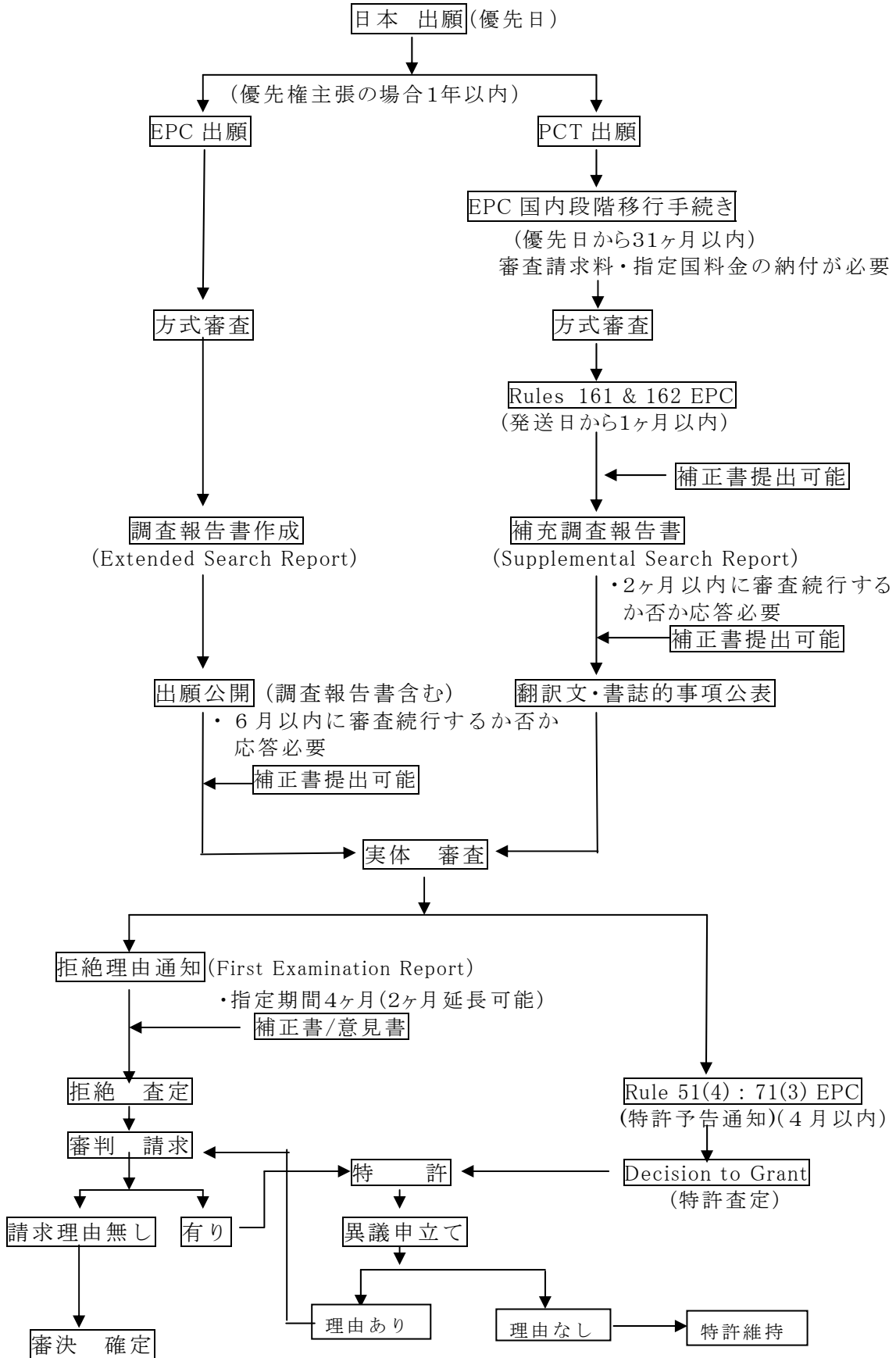
- ① 欧州特許公報に欧州特許権を付与する旨の公告がなされると、その公告の日から特許権者は、指定した各指定国においてその国で付与された国内特許と同様の権利を有します。
- ② 但し、各締約国は欧州特許明細書が自国の公用語で作成されていない場合には、特許権者に所定の期間内に自国の公用語へ翻訳文の提出を要求することができます。

従って、指定国がその翻訳文を要求している場合、翻訳文が提出されなかった場合には、その指定国では特許権が発生しません。

なお、指定国の翻訳文の提出に関しましては、上記で触れましたロン

ドン協定（London Agreement）との関係がありますので、後述の当該協定の項目を参照して下さい。

出願から登録までの手続のフローチャート



(17) 日・欧特許審査ハイウェイ (PPH)

① 日本国特許庁と欧州特許庁は、2010年1月29日より特許審査ハイウェイ施行プログラムを実施しています。

その後、両特許庁は要件を修正し、PPHの期限を2012年1月29日から2014年1月28日まで延長することに合意しました。

② この試行プログラムは、PCT出願の国際段階成果物に基づく申請も可能です (PCT-PPH)。

(I) PPH試行プログラムについて：

(A) 申請要件：

- ① EPC出願と対応する日本出願が同一の優先日・出願日を有すること。
例えば、日本出願を優先権主張したEPC出願、日本出願を優先権主張したPCT出願経由EPC国内段階移行出願等です。
- ② 日本出願が日本国特許庁から特許可能と示された少なくとも一の請求項を有すること。
- ③ EPC出願の請求項が、日本出願の特許可能と示された請求項に十分に対応していること。
- ④ EPC出願の審査がまだ開始されていないこと。

(B) 必要書類：

- ① PPH参加申請書を提出すること。
- ② 請求項の対応についての申告を提出すること。
- ③ 特許可能な請求項を含む日本出願の全てのオフィス・アクションの写し及びEPO公用語の一つへの翻訳文を提出すること。
- ④ 日本出願の特許可能と示された請求項の写し及びEPO公用語の一つへの翻訳文を提出すること。
- ⑤ 日本出願のオフィス・アクションで引用された特許文献以外の文献の全てを提出すること。

なお、③のオフィス・アクションの写し、④の請求項の写しがAIPN (日本国特許庁のドシエアクセスシステム)により入手可能な場合には、これらの写しを提出する必要はありませんが、入手すべき書類のリストは提供する必要があります。

(C) 申請手続：

- ① PPH試行プログラムへの参加申請が認められると、出願人に通知され、当該EPC出願の審査の順番が早められます。
- ② 参加申請の全ての要件を満たさなかった場合には、出願人にその旨通知され、申請の不備が指摘され、出願人に不備を修正するために一度の機会が与えられます。
- ③ 申請が修正されない場合には、出願人に通知され、EPC出願は通常

の順番により審査されます。

- ④ P P H 試行プログラムへの参加申請が認められた場合、E P C 出願は P A C E の下で、早期審査が行われます。

(II) P C T - P P H 試行プログラムについて：

(A) 申請要件：

- ① 日本国特許庁及び米国特許庁の何れかが国際調査機関であるか、国際予備審査請求がされた場合は、何れかが国際予備審査機関であること。
- ② 優先権主張の基礎となる先の出願がパリ条約又はW T O 加盟国に出願されたものであること。
- ③ P C T 出願において、国際調査機関又は国際予備審査機関により、特許性（新規性・進歩性・産業上の利用可能性全てについて）有りとは判断された請求項が少なくとも1つ存在すること。
- ④ E P C 出願の請求項が、国際調査機関等によって特許可能とみなされた請求項と十分に対応していること。
- ⑤ 参加申請 E P C 出願の審査がまだ開始されていないこと。

(B) 必要書類：

- ① 参加申請書を提出すること。
- ② 請求項の対応についての申告を提出すること。
- ③ 国際調査報告又は国際予備審査請求がされている場合は、原則として、国際予備審査報告の写しと E P O の公用語の一つによる翻訳文を提出すること。
- ④ 原則として、特許可能とみなされた請求項の写しと E P O の公用語の一つによる翻訳文を提出すること。
- ⑤ 原則として、国際調査報告又は国際予備審査報告で引用された特許文献以外の文献の全てを、提出すること。

(C) 申請手続：

- ① 参加申請が認められると、出願人に通知され、E P C 出願の Supplementary European Search 及び実体審査の順番が早められます。
- ② 参加申請の全ての要件を満たさない場合には、出願人に通知され、申請の不備が指摘され、出願人に不備を修正する機会が一度与えられます。
- ③ 申請が修正されない場合は、出願人に通知され、E P C 出願は通常の順番による審査となります。
- ④ P C T - P P H 試行プログラムへの参加の申請が認められた場合には、当該 E P C 出願は P A C E の下、早期審査手続が行われます。

1 3. 存続期間及びその起算日

- (1) 特許権の存続期間は、出願の日から20年間です。
- (2) 特許権は、特許日から発生します。
- (3) 特許維持年金は出願日から3年目に納付が必要となり、特許になるまでEPOに納付する必要があります。
特許になった後は、保護を求めた各指定国の特許庁に対して納付することになります。

1 4. PCT出願・国内段階移行手続の概要

PCT出願を行った場合、次の国においては国内特許ではなく、常にEPC広域特許によらなければなりません。

- ・フランス・イタリア・オランダ・ベルギー・キプロス・ギリシャ
- ・モナコ・アイルランド・スロベニア

(1) 時期：優先日から31ヶ月以内です。

① この31ヶ月以内に翻訳文を提出できなかった場合には、出願はみなし取下となります。

② 但し、この場合EPOから通知がなされ、出願人はその通知の日から2ヶ月以内に翻訳文を提出することができます。

なお、この場合には手数料の納付が必要になります。

(2) 国際出願の英語、ドイツ語又はフランス語のいずれかの一の翻訳文を提出する必要があります。

① 国際出願時の明細書・クレーム・図面中の説明・要約

② 19条補正がされた場合：補正書・陳述書

③ 34条補正がされた場合：補正書等

(3) 審査請求は、国際調査報告の公開の日から6ヶ月以内、または優先日から31ヶ月以内に料金を納付する必要があります。

この期間内に料金を納付できなかった場合、出願人は通知を受けた日から2ヶ月以内に、追加料金の納付を条件に納付することができます。

なお、指定国料金は、優先日から31ヶ月以内に納付する必要があります。

(4) 出願の単一性 (Lack of Unity) (153条) :

① EPOが国際調査報告を作成した場合（英語によるPCT出願において、EPOを国際調査機関として選択した場合）、補充的国際調査報告 (Supplemental Search Report) は、作成されません。

従って、この場合は、調査のための手数料は納付する必要がありません。

一方、EPOが国際調査を行わなかった場合には、補充的調査報告が作成されます。

- ② この補充的な調査において、出願の単一性を満たしていなかった場合、出願人は更なる調査をEPOに請求することはできません。
- ③ この場合、EPOは特許請求の範囲に記載された最初の発明に関してのみ、補充的調査報告（Supplementary Search Report）を作成します（規則164条1項）。
- ④ 従って、他の発明について特許を得ることを望む場合には、出願を分割する必要があります。
なお、EPOが国際調査を作成した場合は、EPOが調査した範囲に基づいて出願を続行することができます。

15. 留意事項

(1) 出願の際における留意事項：

- ① EPC2000の改正法により、WTO加盟国に出願された出願に基づいて優先権を主張して、EPC出願を行うことが可能となりました。
従って、例えば台湾もWTOに加盟しておりますので、台湾出願を第一カ国出願としてその優先権を主張して、EPC出願することができます。
- ② EPC2000の改正法により、いずれの言語でも出願を行うことが可能となりました。
しかし、日本語で出願をした場合には、出願日から2ヶ月以内に英語、ドイツ語又はフランス語によるいずれかの言語による翻訳文を提出する必要があります。
従って、優先権を主張して出願をする際に日本出願の明細書等を英語等に翻訳する時間が十分にとれなかった場合等に限り、日本語による出願を利用すべきであると思います。
- ③ EPC2000の改正法により、優先権を主張する先の出願の出願番号、出願日及び出願した官庁を明記することにより、出願を行うことが可能になりました。
しかし、このような出願をした場合には、2ヶ月以内に優先権証明書を提出する必要があります。
その優先権証明書が、英語、ドイツ語又はフランス語でない場合には、2ヶ月以内にこれらの言語による翻訳文も提出しなければなりません。
従って、このような出願方法は、特別な場合を除き、出願当初から英語でもって明細書等の書類を提出すべきでしょう。
なお、この2ヶ月の期間内に優先権証明書やその翻訳文が未提出の場合には、更に2ヶ月間の期限内に提出するよう、EPOは出願人に求めます。
しかし、この期間を徒過すると、その後の手続きは認められないので、

十分留意する必要があります。

- ④ 直接 E P C 出願をする場合と、P C T 出願経由して E P C 国内段階移行出願の場合、審査請求料金の納付期限及び指定国料金の納付期限が相違しますので、留意する必要があります。

それぞれの手続期限は、次の通りです。

I) 直接 E P C 出願の場合；

- ・ 審査請求期限：EPC Search Report の公開日から 6 ヶ月以内。
- ・ 指定国・拡張国料金納付期限：上記期限内。

II) P C T 経由 E P C 国内段階移行出願の場合：

- ・ 審査請求期限：国際調査報告の公開日から 6 ヶ月、又は最先の優先日から 31 ヶ月の、いずれかの遅い期限内。
- ・ 指定国・拡張国料金納付期限：上記期限内。

- ⑤ 早期処理の請求 (Request for Early Processing) と早期審査 (PACE PROGRAM) 二通りあります。従いまして、現地代理人へ指示を出す場合には、これらの用語を混同しないように留意する必要があります。

なお、早期処理の請求 (Request for Early Processing) は、あくまでも P C T 経由 E P C 国内段階移行出願について用いられる用語ですので留意する必要があります。

(2) 中間時に留意すべき事項：

- ① 2010年4月1日から施行されました拡張欧州調査報告に対して Search Opinion に否定的な見解が含まれている場合には、所定期限内に応答する必要がありますので、留意して下さい。
- ② また、分割出願をする期限が審査部からの First Examination Report の発行日から 24 ヶ月以内と制限されることになりましたので、この点も留意して下さい。

(3) 特許になる段階における留意すべき事項：

- ① ロンドン協定が施行された後でも、特許が自動的に各指定国で発生する訳ではありません。保護を求める指定国が E P C 特許の自国の公用語による翻訳文を要求している場合には、その翻訳文を提出しなければなりません。

この翻訳文が所定の期間内に提出されなかった場合には、その国では特許権が発生しませんので、出願人は各指定国で翻訳文が期限内に提出されたか否か十分に管理する必要があります。

- ② 上記 (1) と関連しますが、E P C 特許の明細書の翻訳には時間が必要となりますので、正確な翻訳文の作成に万全を期すためにも成るべく早い時期に各指定国の代理人と連絡をとりつつ、手続きを進めるようにして下さい。

- ③ E P C は特許付与後の異議申し立て制度を採用しています。従って、異議申し立てを受けて明細書の補正により内容が変更した場合には、その変更の内容部分の翻訳文を各指定国の特許庁に提出する必要がありますので、その点留意する必要があります。
- ④ E P C 出願が特許になった場合には、その後は各指定国の特許庁に特許年金を納付する必要があります。

16. E P C 2 0 0 0 改正法

2007年12月13日から施行されています。主な内容は次の通りです。

<p>(1) いずれの言語でも出願できます。 但し、英語・ドイツ語・フランス語のいずれかの翻訳文を、出願日から2ヶ月以内に提出する必要があります（但し、P C T 経由の E P C 移行出願は除く）。</p>
<p>(2) 先の出願を引用することにより、出願日を確保することができます。 そのための要件： ①先の出願日、 ②先の出願番号、及び ③先の出願が出願された官庁名が、必要となります。 ・この場合には、先の出願の写しを出願後2ヶ月以内に提出する必要があります。 ・その先の出願の言語が、E P O の手続言語でない場合、出願後2ヶ月以内にいずれかの翻訳文を提出する必要があります。</p>
<p>(3) W T O 加盟国において出願された出願も優先権主張の基礎とすることができます。</p>
<p>(4) 優先期間徒過した出願の場合に、救済を求めることができます。 但し、最善の注意を払ったにも拘わらず、期限を徒過したことを証明する必要があります。</p>
<p>(5) 出願後に、優先権主張を追加又は訂正することができる。</p>
<p>(6) 優先権証明書の翻訳文の提出 原則として、提出不要です。 審査官から要求があった場合のみ提出する必要があります。</p>
<p>(7) (P C T 出願経由 E P C 出願の場合)： ①追加の調査を請求することはできません。 ② E P O が国際調査を行った場合、E P O が調査した発明に基づいてのみ出願が続行されます。 ③ E P O が国際調査機関でない場合、クレームに最初に記載された発明についてのみ、調査が行われます。</p>
<p>(8) E P O に対して、特許請求の範囲を限定する手続及び取消しを請求できる手続が導入されました。</p>

17. ロンドン協定

(1) ロンドン協定(London Agreement)とは、この協定の加盟国においてEPC特許の翻訳文提出の要件を緩和することにより、EPC特許を有効化するための費用の軽減を図ることを目的とした国際協定をいい、2008年5月1日に施行されました。

(2) 翻訳文提出の要否一覧表

国名	協定加盟の有無	提出すべき翻訳文	提出期限
1. AT	非加盟	EP特許全体の翻訳文提出必要	特許日から3ヶ月
2. BE	非加盟	EP特許全体の翻訳文提出必要	同上
3. BG	非加盟	EP特許全体の翻訳文提出必要	同上
4. CH/LI	加盟	不要	-----
5. CY	非加盟	EP特許全体の翻訳文提出必要	特許日から3ヶ月
6. CZ	非加盟	EP特許全体の翻訳文提出必要	同上
7. DE	加盟	不要	-----
8. DK	加盟	クレーム翻訳文提出	特許日から3ヶ月
9. EE	非加盟	EP特許全体の翻訳文提出必要	同上
10. ES	非加盟	EP特許全体の翻訳文提出必要	同上
11. FI	加盟	クレーム翻訳文提出	同上
12. FR	加盟	不要	-----
13. GB	加盟	不要	-----
14. GR	非加盟	EP特許全体の翻訳文提出必要	特許日から3ヶ月
15. HU	加盟	クレーム翻訳文提出	同上
16. IE	非加盟	不要	-----
17. IS	加盟	クレーム翻訳文提出	特許日から4ヶ月
18. IT	非加盟	EP特許全体の翻訳文提出必要	特許日から3ヶ月
19. LT	加盟	クレーム翻訳文提出	同上
20. LU	加盟	不要	-----
21. LV	加盟	クレーム翻訳文提出	特許日から3ヶ月
22. MC	加盟	不要	-----
23. NL	加盟	クレーム翻訳文	特許日から3ヶ月
24. PL	非加盟	EP特許全体の翻訳文提出必要	同上
25. PT	非加盟	EP特許全体の翻訳文提出必要	同上
26. RO	非加盟	EP特許全体の翻訳文提出必要	同上
27. SE	加盟	クレーム翻訳文提出	同上
28. SI	加盟	クレーム翻訳文提出	同上
29. SK	非加盟	EP特許全体の翻訳文提出必要	同上
30. TR	非加盟	EP特許全体の翻訳文提出必要	同上

18. Address for Service

(1) 「Address for Service」とは、現地代理人が自国の特許庁に、特許庁からの通知を受け取るために、特許権者の代理人として現地代理人の住所等を登録することをいいます。

(2) ロンドン協定が施行されると、ドイツやフランスではEPC特許のドイツ語やフランス語の翻訳文を、ドイツ特許庁やフランス特許庁に提出する

ことなく、E P C 出願が特許となった日に自動的にこれらの国で特許の効力が発生します。

しかしながら、E P C 出願の特許後は各指定国における特許となりますので、年金納付手続は各国特許庁に行い、特許の無効や侵害等は各特許庁等で審理、判断されることとなります。

(3) Address for Service として、各指定国内に現地代理人の宛名等を登録するか否かはあくまでも特許権者自身が決定すべき事項ですが、各指定国における特許権の維持という観点から登録することを勧めます。

仮に、登録しない場合には、例えば年金不納の場合の特許庁からリマインダー通知や、特許無効審判請求等があった場合、おそらくかかる通知は直接特許権者に送付され、相当な時間がかかることが予想されます。

特許前に代理していた現地代理人には送付されないと言われております。

(4) この Address for Service として現地代理人の住所を特許庁に登録することを義務付けている国もあり、任意の国もあります。

例えば、英国、ドイツ、フランスでは、任意とされているようですが、イタリアでは強制的なものとされています。